



2025年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社 池田泉州ホールディングス
代表者名 代表執行役社長 兼 CEO 阪口 広一
(コード番号 8714 東証プライム)
問合せ先 企画総務部長 藤本 康幸
(T E L 06-4802-0013)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社執行役（取締役を兼務する者を含む。以下、「執行役等」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与える報酬制度です。当社は、本制度の導入により、株主の皆様との一層の価値共有を進めてまいります。

また、当社子会社である株式会社池田泉州銀行（代表取締役頭取 兼 CEO 阪口 広一、以下「当行」という。）の取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除く。）および執行役員に対しても、執行役等と同様の制度を導入する予定です。

2. 本制度の概要

当社は、執行役等ならびに当行の取締役および執行役員（以下「対象役員」と総称する。）に対する非金銭報酬として、従来採用していた株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、本制度を導入します。本制度では、対象役員に対して譲渡制限付株式（以下「本株式」という。）に関する報酬として金銭債権を支給し、対象役員は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることになります。ストック・オプションとして対象役員に付与していた金額と、今後付与する譲渡制限付株式報酬の支給額は大きく変りませんが、中期的な業績インセンティブを強化することを企図して譲渡制限期間を設定いたします。

本期の非金銭報酬については、2025年7月29日に発行したストック・オプションとしての新株予約権（名称：株式会社池田泉州ホールディングス 第16回新株予約権）を対象役員に割当て済みのため、割当て済みのストック・オプションと非金銭報酬として新たに導入された本制度における譲渡制限付株式報酬の差額分を、次回の定時株主総会までに、対象役員に対して譲渡制限付株式報酬として支給する予定です。なお、本制度の導入後も、今年度分の支給額は2021年6月23日開催の第12期定時株主総会で決議頂いた「ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬」枠の範囲内に収まります。

本株式の1株当たりの払込金額は、各発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会において決定します。なお、本株式の支

給時期および配分などの具体的な内容につきましては、報酬委員会において決定予定です。上記金銭債権は、対象役員が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。譲渡制限付株式割当契約では、割当てを受けた本株式について、一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）の譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないことおよび一定の事由が生じた場合には当社が無償取得することが定められる予定です。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上